

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例
の一部改正について

- ① 児童発達支援センター（福祉型）つばさ学園の定員の改正

名 称	改正前	改正後
つばさ学園	30人	40人

- ② 児童福祉法の一部改正に伴い、「居宅訪問型児童発達支援」を新規事業として規定する。

—居宅訪問型児童発達支援事業—

1. 事業の目的・概要

児童福祉法が一部改正され、児童福祉法第6条の2第5項に「居宅訪問型児童発達支援」が規定された。この法律により各種手帳の重度判定（身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当）を受けた児童や人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児、重い疾病のため感染症にかかる恐れのある場合、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象とし、居宅を訪問して発達支援を提供するものである。

2. 事業内容

・実務経験3年以上の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保育士、児童指導員等が訪問支援員として対象障害児宅を訪問し、障がい児が日常生活における基本的生活動作及び知識技能の付与、生活能力の向上を図ることが出来るよう、障がい児の身体及び精神の状況、置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

3. 今後の予定

9月12日（水）福祉施策審議会報告

10月10日（水）児童発達支援センター利用者説明会

11月29日（木）第4回定例会に条例の一部改正として上程。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(概要)

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るために環境整備等を行う。

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用する者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用する児童が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。



